（施策評価表60）

【施策番号Ⅳ－12－②－1】

取組みの方向性	百年の礎を築く	戦　略	【戦略12】悠久の宝の継承 ～熊本の宝を磨き上げ、引き継いでいきます～ ②くまもとの自然・景観の保全・継承	主な施策	◆地下水を守り抜く ～地下水保全対策と「水の国くまもと」の実感できる取組みの推進～

1 取組内容	2 主な事業（上段：H25事業 下段：H24事業）	担当課	H25予算（千円） H24決算（千円）	3 平成24年度の主な成果	4 平成25年度の推進方針・推進状況	5 施策を推進する上での課題	6 今後の方向性
・ 県民生活と地域経済の共通の基盤である地下水を「公共水」として水質・水量ともに守り抜くとともに、熊本が誇る水辺の景観を整備するなど、新たな魅力づくりに取り組み、全国に発信するなど「水の国くまもと」が実感できる取組みを進めます。	「水の国くまもと」推進事業	環境立県推進課	12,132 3,393	・水の国くまもとシンポジウム（340人参加）の開催、新聞・タウン誌等での広報（2回）などの取組みを行い、県民の「水の国くまもと」に対する認知度を高めた。 ・H24年10月に改正地下水保全条例が全面施行となり許可制等がスタート。地下水保全対策の強化が図られた。 ・熊本地域の地下水保全対策の推進主体としてH24年4月に公益財団法人くまもと地下水財団が実働開始。財団が実施する水田湛水事業について、白川中流域水田湛水事業に新たな企業が参画し、益城町で新たな水田湛水事業へ着手するなど、地下水涵養の取組みが進んだ。 ・市町村、農業関係者等と連携・協働し、硝酸性窒素削減対策の取組みを継続した。	・水の国サミットの開催、「水の国くまもと」の戦略的広報展開（水の国シンボルマークの作成等）の推進など、発信面の取組みを強化する。 ・行政機関による地下水採取許可申請の働きかけ、各地域での許可手続等に関する個別相談会の実施などにより、制度の浸透を図る。 ・くまもと地下水財団の運営に対する人的・財政的支援、財団の諮問機関くまもと地下水会議の運営支援により、熊本地域の地下水保全対策を推進する。 ・熊本地域地下水総合保全管理計画・第１期行動計画の進捗状況を踏まえ、関係市町村・くまもと地下水財団等と第２期行動計画（H26年度～H30年度）を策定する。 ・熊本地域における県の硝酸性窒素削減計画の中間的なとりまとめ、評価を行うとともに、取組みを継続する。	・地下水保全の取組みの一層の推進に向けて、地下水は公共水であること、熊本は豊富な水資源に恵まれた水の国であることを広く県内外に発信するなどし、「水の国くまもと」の認知度を高めることが必要である。 ・改正熊本県地下水保全条例の経過措置期間（３年）内にすべての既採取者が許可を受け、地下水涵養対策や節水等が取り組まれるように制度の周知徹底を図っていく必要がある。 ・地下水涵養量の維持・増大に向けた涵養域の保全が必要である。 ・くまもと地下水財団の事業拡充を図るため、更なる会員の確保が必要である。 ・硝酸性窒素による地下水汚染への対策に取り組んでいるものの、地下水質に明確な改善傾向は見られていないため、継続した取組みが必要である。	・熊本県地下水保全条例等に基づき、大規模開発行為者に地下水涵養への配慮を求めるとともに、大口の地下水採取者に採取量に応じた地下水涵養対策を義務づけ、地下水涵養量を確保する。 ・市町村、農業関係者等と連携、協働して、硝酸性窒素の削減に継続して取り組む。
	地下水保全条例円滑施行事業	環境立県推進課	21,553 11,064				
	公益財団法人くまもと地下水財団支援事業	環境立県推進課	8,665 9,228				
	熊本地域地下水保全協働推進事業	環境立県推進課	1,179 545				
	水環境教育推進事業	環境立県推進課	1,913 1,248				
		主な施策のまとめ		●水の国くまもとシンポジウム（340人参加）の開催、新聞・タウン誌等での広報（2回）などの取組みを行い、県民の「水の国くまもと」に対する認知度が向上。 ●H24年10月に改正地下水保全条例が全面施行となり許可制等がスタート。地下水保全対策の強化が進展。	●水の国サミットの開催、「水の国くまもと」の戦略的広報展開（水の国シンボルマークの作成等）の推進など、発信面の取組みを強化。 ●行政機関による地下水採取許可申請の働きかけ、各地域での許可手続等に関する個別相談会の実施などにより、制度を浸透。	●熊本は豊富な水資源に恵まれた水の国であることを広く県内外に発信するなどし、「水の国くまもと」の認知度を向上。 ●すべての既採取者が許可を受け、地下水涵養対策や節水等が取り組まれるように制度の周知を徹底。 ●地下水涵養量の維持・増大に向けた涵養域の保全。	●熊本県地下水保全条例等に基づき、大規模開発行為者に地下水涵養への配慮を求めるとともに、大口の地下水採取者に採取量に応じた地下水涵養対策を義務づけ、地下水涵養量を確保。